令和８年度

蟹江町職員採用試験案内
（技能労務職（給食調理員））
【民間企業等職務経験者採用】

愛知県海部郡蟹江町

第１次試験日	令和９年１月２４日（日）
申込期間	令和８年12月１日（火）から12月14日（月）まで
申込方法	あいち電子申請届出システムによる （事前に申込書及び受験票の作成が必要です。）

問い合わせ及び受験申込書請求・提出先

〒４９７－８６０１　愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目１番地

蟹江町　総務部　総務課　職員係

電話　０５６７（９５）１１１１
内線　１２７

1　試験区分・採用予定人員・受験資格等

試験区分	採用予定人員	受験資格	
		年齢・学歴等	取得資格
給食調理員（経験者）	若干名	昭和46年４月２日以降に生まれた方で、高校以上を卒業した方	給食などの大量調理施設（１回50食以上を同一献立で特定の対象者に提供する施設）において調理の実務経験が通算して10年以上ある方（令和９年３月31日現在）

⑴　この表の「高校」とは、学校教育法による高等学校その他これらに相当すると蟹江町が認める学校等をいいます。

⑵　次に該当する方は受験できません。

地方公務員法第１６条に規定する欠格条項に該当する方

（以下はその主な内容です。）

○　禁錮以上の刑に処され、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

○　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

⑶　大量調理施設における調理の実務経験とは、同一の事業所等に週あたり３０時間以上の勤務を１年以上継続して就業していた期間を言います。ただし、休職及び休業していた期間は含みません（ 詳細は、「職務経験期間の計算方法について」を確認してください。）

⑷　申込後の受験区分の変更はできませんので、職歴証明書（提出書類参照）の取得可否を事前に確認してください。

2　試験場・試験の種類・内容等

第　1　次　試　験		第　2　次　試　験
試　　験　　場	種　　類	種　　類
蟹江中央公民館	教　養　試　験 作　文　試　験 性格特性検査	口　述　試　験

第１次試験の種類及び内容は、次のとおりです。

教　養　試　験　　数的能力及び言語能力を問う問題
〔択一式　３０問　解答時間　１時間〕

作　文　試　験　　題は、試験当日発表します。
〔解答時間　１時間〕

性格特性検査　　公務員に求められる資質について、性格特性をみる検査です。
〔１５０問　解答時間　２０分〕

3　試験日程

⑴　第１次試験　令和９年１月２４日（日）
試験時間　午前９時から午後１時頃まで

⑵　第２次試験　令和９年２月中旬
（詳しい日程については、第１次試験合格者に通知します。）

4　受験手続

⑴　申込方法

インターネット（電子申請）により申込んでください。
インターネット（電子申請）による申込には次のものが必要です。
・パソコン又はスマートフォン
・受験者本人のメールアドレス（パソコン又はスマートフォンのメールアドレス）

①利用者登録	「あいち電子申請・届出システム」にアクセスし、利用者登録をしてください。

↓

②申込情報入力	試験申込画面から必要事項を入力し、「申込む」ボタ

	ンを押して、申込データを送信してください。
↓	
③受付完了	受付完了後にメールが送信されます。
↓	
④受験票郵送	受験票が郵送されます。
↓	
⑤受験票作成	顔写真の貼付等を行い、受験票を作成してください。作成した受験票は、第１次試験当日に持参してください。

⑵　提出書類

①採用試験申込書（蟹江町ホームページから入手できます。）

②受験票（蟹江町ホームページから入手できます。）

③卒業証明書（原本）

④職歴証明書（職務経験期間の証明ができない場合は、採用されないことがあります。）

※　①及び②については、第１次試験申込時にあいち電子申請・届出システムにより提出してください。

※　③及び④については、第２次試験時に原本を提出してください。なお、提出書類についてはお返しいたしません。

5　合格者の発表等

⑴　第１次試験

令和９年２月上旬に通知します。

⑵　第２次試験

令和９年２月下旬に通知します。

⑶　採用予定年月日

令和９年４月１日

6　合格の取消し

受験資格及び採用試験申込書記載事項を調査した結果、受験資格がない場合又は記載事項に不正がある場合又は学歴、職歴、犯罪歴その他重要な経歴の詐称があると認められた場合には、合格が取り消されることがあります。

7　給　与

⑴　給　料

（令和８年４月１日現在）

学　歴　区　分	高校卒
初　　任　　給	２６５，２４８円（地域手当含む）

⑵　扶養手当、通勤手当、住居手当などがそれぞれ条件に応じて支給されます。

⑶　期末手当が年２回（６月・１２月）、また勤務成績に応じて勤勉手当が年２回（６月・１２月）支給されます。

⑷　町条例に基づき経験年数の加算があります。